

広島県告示第九百七十三号

令和五年五月十五日広島県告示第七百五十七号（広島海区漁場計画等の定め）の一部を次のとおり変更し、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十四条第八項において準用する同条第六項の規定によって、免許予定日等を定めた。

令和八年十月一日

広島県知事 横 田 美 香

一 漁業権に関する事項

別冊のとおり

二 保全沿岸漁場に関する事項

該当なし

三 免許予定日

令和九年一月一日

四 申請期間

令和八年十月一日から令和八年十一月三十日